

フランス共和国

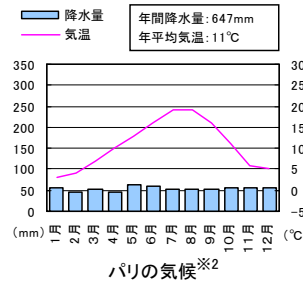
French Republic

■基本情報

国土面積：549,190km² ※1

首都：パリ

気候：海洋性気候（西部）～
大陸性気候（東部）
地中海性気候（南部）



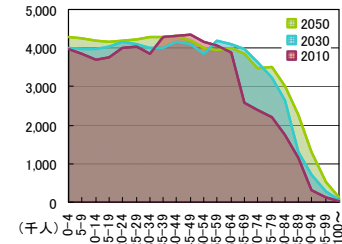
■社会の概況

人口：6,544 万人(2011)※1 都市人口比率：85.7%(2011)※1

貧困率（1日\$1.25以下）：－（－）※1

就学率（中等教育）：98.4%(純就学率・2010)※1

識字率（15歳以上）：－（－）※1



■経済の概況

2009年には、戦後最低のマイナス成長を記録したが、近年はプラス成長が維持されている。対内直接投資はフランス企業が既に持つ新興市場の基盤の優位性を狙ったものが目立ち、対外直接投資では、医薬品や環境・エネルギー分野を中心に大手企業が新興市場での事業拡大を進めている。

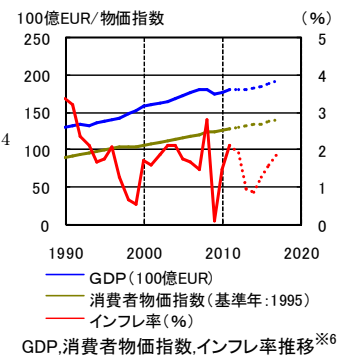
GDP：15,061 億ドル(2011)※1 1人当たり GDP：23,017 ドル(2011)※1

GDP 成長率：1.7%(2011)※1 所得格差（ジニ係数）：32.7(1995)※1

失業率：9.3%(2010)※1

主要産業：農業、宇宙・航空産業、原子力産業、化学、機械、食品、繊維※4

対日関係：日系進出企業数は 430 社※5



	日本との貿易額(2011年) (単位: 億円) ※5	品目※5
対日輸出	9,436	化学薬品, 機械類・輸送用機器, アルコール飲料(ワイン等)
対日輸入	6,377	機械類・輸送用機器, 化学薬品

■水資源の状況

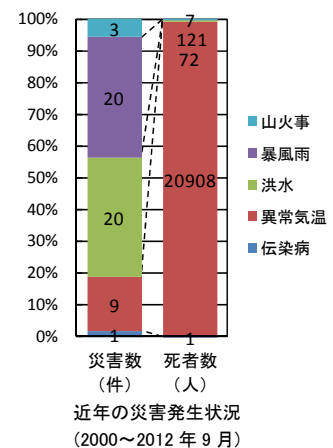
地表水の利用が 8 割程度を占める。主に 13 の流域圏があり、うち 4 つは海外領土に存在。6 つの流域は隣国と共有している。

水資源の状況※7

	フランス	【参考】日本
年間降水量	867mm/年 (2011)	1,668mm/年 (2011)
水資源賦存量	211km ³ /年 (2011)	430km ³ /年 (2011)
地表水	209km ³ /年 (2011)	420km ³ /年 (2011)
地下水	120km ³ /年 (2011)	27km ³ /年 (2011)
1人当たり水資源賦存量	3,343m ³ /人・年 (2011)	3,399m ³ /人・年 (2011)
取水量	31.62km ³ /年 (2007)	90.04km ³ /年 (2001)
農業	12.41% (2007)	63.13% (2001)
工業	69.32% (2007)	17.55% (2001)
水道	18.26% (2007)	19.32% (2001)
1人当たり水使用量	512.1m ³ /人・年 (2007)	714.3m ³ /人・年 (2001)
水資源への負荷注1	14.98% (2007)	20.93% (2001)
水資源の他国依存度注2	5.213% (2011)	0% (2011)

注1：淡水取水量(取水量－造水量－二次利用水)÷水資源賦存量 注2：国外から得ている水資源賦存量の割合

災害発生状況※8



■上下水道の状況

上下水道普及率は高いが、無収水率は約3割もある。上下水道ともに、民間参入率は比較的高く、今後さらに高くなると予想されている。

改善された水供給へのアクセス率：100%(都市：100%)(2010)^{※9}

改善された衛生施設へのアクセス率：100%(都市：100%)(2010)^{※9}

上水道普及率：99.0%^{※10}

下水道普及率：80.0%^{※10}

上水道管路延長：850,000km^{※10}

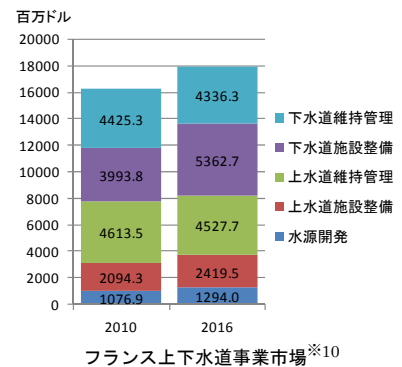
下水道管路延長：250,000km^{※10}

上水道民間参入率：67%(2011)^{※11}

下水道民間参入率：47%(2011)^{※11}

造水量：0.0117km³/年(2007)^{※7}

上下水道に関する市場規模：162.04億ドル(2010)^{※10}



■水関連法制度・計画

水分野についてはエコロジー・持続可能な開発・エネルギー省が担当。流域単位による水資源管理を基本とした政策に基づき、水資源管理を実施している。

水に関する行政機関：エコロジー・持続可能な開発・エネルギー省が、水資源行政を主に主導し、水環境保全やダム建設などの水資源管理、洪水・渇水対策などを管轄執行する。6大流域を水管理行政区画として定め、流域毎に流域委員会と水管理庁を設置している。上下水道サービスは市町村が実施。

関係省庁や流域委員会、利用者党の代表から成る国家水委員会が首相の下に置かれ、国家の水資源政策決定に関するフォーラムとして機能している。

法制度・計画：

- ・1964年の「水分配および汚染防止体制に関する法律」により、流域における水資源管理の原則が示された。その後、1992年の「水環境法」により、水の総合的管理のために流域レベルでの計画策定等が導入された。

- ・2000年の欧州水枠組み指令を受け、2004年には国内法化を行い、2006年「水環境法」では、環境法典およびその他様々な法律の水行政に関する部分を整理統合した。

- ・流域管理に関する全体的な方針は流域管理計画であるSDAGEに定めており、河川、湖沼、地下水等に関し、水利用、水質保全、洪水対策等における目標が示されている。さらに、小流域においては、利用や開発、保全などの計画を定めた流域管理方針であるSAGEが存在する。

■水ビジネスに関する制度

上下水道サービスについては、19世紀より民間委託を実施しているが、契約形態は公共セクター側で施設を保有するアフェルマージュ又はコンセッション方式をとっている。

水ビジネス PPP 関連制度：

19世紀から上下水道サービスの民間委託が実施されてきており、現在では契約形態のほとんどは「アフェルマージュ」（民間が管理運営全般を行う。施設整備は公共が実施。契約期間は5～20年）、または「コンセッション」（民間が施設整備のための投資および管理運営全般を行う。契約期間は20～50年）方式をとっている。

Sapin法により、契約期間制限（20年以下）、情報開示、公示方式等を定め、競争の適正化を図っている。

2010年以降、13の主な都市で民間企業により実施されている上下水道事業の契約が更新される予定。

出典

※1) 世界銀行 World Development Index

※2) 降水量 (World Meteorological Organization) , 気温 (Weather base)

※3) 国連 World Population Prospects, the 2010 Revision

※4) 外務省 国・地域別情報

※5) 対仏投資庁

※6) IMF World Economic Outlook Database

※7) FAO AQUASTAT

※8) EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database

※9) UNICEF & WHO Progress on Drinking Water and Sanitation 2012 Update

※10) Global Water Intelligence, Global Water Market 2011

※11) Pinsent Masons Water Yearbook 2011-2012